附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式による証明書とみなす。

○国土交通省令第五十七号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十条第一項の規定に基づき、船舶料理士に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月一日

国土交通大臣　大畠　章宏

船舶料理士に関する省令の一部を改正する省令

船舶料理士に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第三号ロ」を「次号ロ」に、「にあつては、六月以上」を「又は調理師、栄養士その他同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者にあつては、三月以上」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項第三号ロに掲げる者又は調理師、栄養士その他同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する者については、前項第二号の規定は、適用しない。

第四条第一項第二号中「第二条第三号イ」を「第二条第一項第三号イ」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第二条第二項の規定に該当する者にあつては、その旨を証する書類

第四条第二項中「第二条第二号」を「第二条第一項第二号」に改める。

第七条から第九条まで、第十八条、第二十条及び第二十三条中「第二条第三号イ」を「第二条第一項第三号イ」に改める。

第一号様式中「1　上記省令第2条第2号に該当する経験（乗組み船舶の名称及び専ら調理に関する業務に従事した期間）」を「1　上記省令第2条第1項第2号に該当する経験（乗組み船舶の名称及び専ら調理に関する業務に従事した期間）又は同条第2項の規定に該当する者である旨」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年九月一日から施行する。

○国土交通省令第五十八号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）の施行に伴い、並びに都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第五条第一項及び第二項第九号に基づき、都市鉄道等利便増進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月一日

国土交通大臣　大畠　章宏

都市鉄道等利便増進法施行規則の一部を改正する省令

都市鉄道等利便増進法施行規則（平成十七年国土交通省令第八十二号）を次のように改正する。

第十七条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第五号様式中12を削り、13を12とする。

附　則

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

○国土交通省令第五十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第四十九条第一号イ及び同号ロ並びに第七十条の規定に基づき、この省令を制定する。

平成二十三年八月一日

国土交通大臣　大畠　章宏

特定水力発電事業関係総合特別区域法施行規則

（特定水利使用計画の記載事項等）

第一条　総合特別区域法（以下「法」という。）第四十九条第一号イの国土交通省令で定める事項は、特定水力発電事業（同条に規定する特定水力発電事業をいう。以下同じ。）に係る水利使用（同条に規定する水利使用をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項とする。

一　水系及び河川の名称

二　発電の目的及び電力の用途

三　最大取水量、最大使用水量及び常時使用水量、最大有効落差及び常時有効落差、最大理論水力及び常時理論水力並びに最大出力及び常時出力

四　発電施設の位置及び構造

五　水利使用の期間

六　工期

2　法第四十九条第一号イの計画には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一　使用水量の算出の根拠を記載した図書

二　河川区域（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川区域をいう。以下同じ。）内の土地において工作物の新築又は改築をする場合にあつては、河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第十一条第二項第一号ニに掲げる事項を記載した図書

三　工作物の工事計画の概要を記載した図書（河川区域内の土地において工作物の新築又は改築をする場合にあつては、河川法施行規則第十一条第二項第二号の表法第四十四条第一項のダム以外の工作物の新築又は改築に関する工事計画の項に掲げる図書）

四　その他参考となるべき事項を記載した図書（特定水力発電事業が利用する流水に係る水利使用の内容に関する記載事項）

第二条　法第四十九条第一号ロの国土交通省令で定める事項は、特定水力発電事業が利用する流水に係る水利使用に関する次に掲げる事項とする。

一　水系及び河川の名称

二　許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）

三　水利使用の目的

四　許可水量

五　許可期間

六　取水口又は注水口の位置

七　許可に条件が付されている場合にあつては、当該条件

附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

告　示

○外務省告示第二百六十二号

平成九年九月二十六日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書」の附属書Ⅵの一部は、同条約第十六条の規定に従い、次のように改正され、同改正は、同条の規定に従い、平成二十三年八月一日に効力を生ずる。

（平成二十二年十月二十一日付け国際海事機関事務局長書簡）

外務大臣　松本　剛明

平成二十三年八月一日

一　第十三規則6を次のように改める。

6　この第十三規則の規定の適用上、排出規制海域は、次のものとする。

6.1　付録Ⅶに規定する座標によつて定める北米海域

6.2　付録Ⅲに定める基準及び手続に従い国際海事機関が指定するその他の全ての海域（全ての港を含む。）